

(目的)

第1条 この要綱は、在日外国人高齢者、障害者に「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当」(以下「福祉手当」という。)を支給し、その福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的年金 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法施行令第4条の8に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。
- (2) 重度心身障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳で身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる級別が1級若しくは2級の記載のあるものの交付を受けた者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省事務次官通知)により、障害の程度がAの記載のある療育手帳の交付を受けた者をいう。
- (3) 住民登録 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による登録をいう。
- (4) 被措置者 身体障害者福祉法第18条第4項第3号、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号若しくは第3号、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号若しくは同条第2項、又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号若しくは第2号の規定により施設等に入所措置されている者をいう。

(支給対象者)

第3条 福祉手当の支給対象者は、本市に住民登録をしている者又は本市の被措置者のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができないもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大正15年(1926年)4月1日以前に生まれた在日外国人のうち、永住許可又は特別永住許可を受けている者。
  - (2) 昭和37年(1962年)1月1日以前に生まれた重度心身障害者のうち、昭和57年(1982年)1月1日以前に重度心身障害者であった在日外国人、又は同日以降重度心身障害者となったが、その初診日が同日前の在日外国人。
  - (3) 昭和36年(1961年)4月1日以降昭和57年(1982年)1月1日以前に日本国籍を取得した重度心身障害者のうち日本国籍取得日前に満20歳に達していた者で、日本国籍取得日前に重度心身障害者であったもの、又は同日以降重度心身障害者となったがその初診日が同日前のもの。
- 2 前項第1号の規定は、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得した者に準用する。
  - 3 第1項第2号の規定は、昭和57年(1982年)1月2日以降に日本国籍を取得した者に準用する。

(支給の申請)

第4条 福祉手当の支給を受けようとする者は、「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当支給申請書」(様式1、以下「支給申請書」という。)に必要書類を添付して申請者の居住地を所管区域とする保健福祉部長(被措置者においては、その者の援護を実施している保健福祉部長)に提出しなければならない。

(支給決定等の通知)

第5条 保健福祉部長は、支給申請書の提出があった場合は、これを速やかに審査し、「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当支給決定通知書」(様式2)、又は「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当支給申請却下通知書」(様式3)により、福祉手当の支給の決定又は不支給の決定を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、支給申請書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

(手当の額)

第6条 福祉手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1項第1号に該当する者 月額 10,000円

(2) 第3条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する者 月額 36,000円

(支給期間)

第7条 福祉手当は、第4条の規定による申請のあった日の属する月の翌月分から第14条の規定により受給資格を喪失した日の属する月分までを支給する。

(支給日及び支給方法)

第8条 福祉手当は、8月、12月及び4月の各25日(当日が金融機関の休業日に当たる場合は前日)にそれぞれ前4か月分を支給する。ただし、支給日が経過した月分の福祉手当は、直近の次期支給日に支給する。

2 福祉手当は、札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)第93条の規定に基づき口座振替により支給する。

(支給停止)

第9条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、各号に定める期間の月分の福祉手当の支給を停止する。

(1) 第3条第1項第1号に規定する支給対象者の前年の所得が旧国民年金法施行令第6条の4第1項に定める額を国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条の表の規定により読替えた額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までの期間。

第3条第1項第2号及び第3号に規定する支給対象者の前年の所得が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第5条の4第2項に定める額を超えるときは、その年の10月から翌年の9月までの期間。

ただし、震災、風水害、火災等の災害により世帯の住宅、家財等に著しい損害を受けたと市長が認めた場合は本項の規定は適用しない。

(2) 公的年金の受給権者となったときは、その期間。

(3) 札幌市又は他の自治体から第1条に掲げる目的と同様の趣旨で支給される手当、給付金等(以下「他の手当等」という。)を受けているときは、その期間。

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)により給付金等を受けているとき。

2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の

2の規定を準用する。

3 保健福祉部長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、福祉手当の支給を停止することができる。

- (1) 正当な理由がなく第19条に規定する届出をしないとき。
- (2) 第20条の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により福祉手当を受け又は受けようとしたとき。

(支給停止の通知)

第10条 保健福祉部長は、前条の規定により福祉手当の支給を停止するときは、「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当支給停止通知書」(様式4)により支給対象者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、その事実を確認した日の翌日から起算して20日以内に行わなければならない。

(停止解除の申出)

第11条 支給対象者は、第9条第1項第2号から第4号までに規定する事由に該当しなくなった場合は、「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当受給資格変更・喪失届」(様式5、以下「変更・喪失届」という。)により福祉手当の支給停止の解除を保健福祉部長に届け出ることができる。

(停止解除の通知)

第12条 保健福祉部長は、前条に規定する届け出を受けた場合は、これを速やかに確認し、福祉手当の支給停止を解除するときは、「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当支給停止解除通知書」(様式6)により支給対象者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、前条第1項の規定による届け出を受けた日の翌日から起算して20日以内に行わなければならない。

(支給停止の特例)

第13条 第9条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、第3条第1項第1号から第3号までに規定する支給対象者が現に受給する公的年金の額、又は他の手当等の額が第6条に規定する福祉手当の額に達しない場合は、その差額を福祉手当として支給する。

(資格喪失)

第14条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その日に福祉手当の受給資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。

2 第3条第1項第2号及び第3号に規定する支給対象者が重度の心身障害者に該当しなくなった場合は、その日に福祉手当の受給資格を喪失する。

(喪失の通知)

第15条 保健福祉部長は、支給対象者が前条の規定により福祉手当の受給資格を喪失したことを確認した場合は、「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当受給資格喪失通知書」(様式7)により支給対象者又は支給対象者と生計を同じくしていた者に通知するものとする。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による通知に準用する。

(未支給金の請求)

第16条 支給対象者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき福祉手当で、まだその者に支給していないもの（以下「未支給金」という。）があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者が、自己の名で未支給金を請求することができる。

2 未支給金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序とする。

3 未支給金を受けるべき同順位者が二人以上いるときは、その一人が行った請求は全員のためその全額について行ったものとみなし、その一人に対して行った支給は 全員に対して行ったものとみなす。

4 未支給金の支給を受けようとする者は、「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当未支給金請求書」（様式8、以下「未支給金請求書」という。）に必要書類を添付して保健福祉部長に提出しなければならない。

5 前項の請求は、支給対象者の死亡日から6カ月以内に行わなければならない。ただし、請求できなかったやむを得ない事由があると認められるときはこの限りではない。

（未支給金の支給決定等の通知）

第17条 保健福祉部長は、未支給金請求書の提出があったときは、これを速やかに審査し、「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当未支給金支給決定通知書」（様式9）、又は「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当未支給金請求却下通知書」（様式10）により未支給金の支給の決定又は不支給の決定を請求者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、未支給金請求書の提出があった日の翌日から起算して20日以内に行わなければならない。

（未支給金の支給）

第18条 未支給金の支給は、前条の規定による通知を行った日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定による未支給金の支給に準用する。

（届 出）

第19条 支給対象者は、毎年7月1日から7月31日までの間に「札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当現況届」（様式11）を保健福祉部長に提出しなければならない。

2 支給対象者又は支給対象者と生計を同じくしていた者は、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに変更・喪失届を保健福祉部長に提出しなければならない。ただし、第16条第4項の規定により未支給金請求書を提出した場合は、支給対象者の死亡にかかる変更・喪失届を提出したものとみなす。

(1) 第9条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第14条の規定に該当し受給資格を喪失したとき。

(3) 現に受給する公的年金の額又は他の手当等の額に変更があったとき。

(4) 支給対象者が住所又は氏名を変更したとき。

（譲渡等の禁止）

第20条 福祉手当を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

（返 還）

第21条 保健福祉部長は、福祉手当の支給後、支給対象者が第9条第1項第2号から第4号まで、同

条第3項各号及び第14条第1項各号若しくは同条第2項のいずれかに該当していることを確認した場合は、福祉手当を受給した者に対して支給済みの福祉手当の一部又は全部の返還を請求することができる。

(委 任)

第22条 この要綱の実施について必要な事項は、保健福祉局長がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、平成8年3月29日までに申請のあった者で申請のときにおいて第3条に規定する支給の要件を満たすものについては、その者が同条の要件を最初に満たすこととなった日（その日が平成7年6月30日以前の場合にあっては同日とする。）を申請があった日とみなして第7条の規定を適用する。
- 3 前項に規定する支給要件を満たすものについては、平成7年度においては、第8条の規定にかかわらず、12月の支給月に7月から11月までのうち、受給資格を有する月分を支給するものとする。
- 4 新たに支給対象者となった者に、第9条第1項第1号の規定を適用する場合において、前年の所得額を証明することができない正当な理由がある場合は、第9条第1項第1号中「前年」を「前々年」と読み替えるものとする。
- 5 平成7年度においては、第9条第1項第1号に定める支給停止期間を7月から翌年の7月までの期間とする。
- 6 第19条第1項の規定は、平成7年度においては適用しない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 9年11月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成10年 4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成13年 4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年 4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成24年 4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成24年 7月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 3年 8月1日から施行する。
- 2 令和3年度においては、第3条第1項第2号及び第3号に規定する支給対象者について、第9条第1項第1号の規定にかかわらず、令和3年8月分から9月分の手当について令和2年度所得に基づいて支給するものとする。